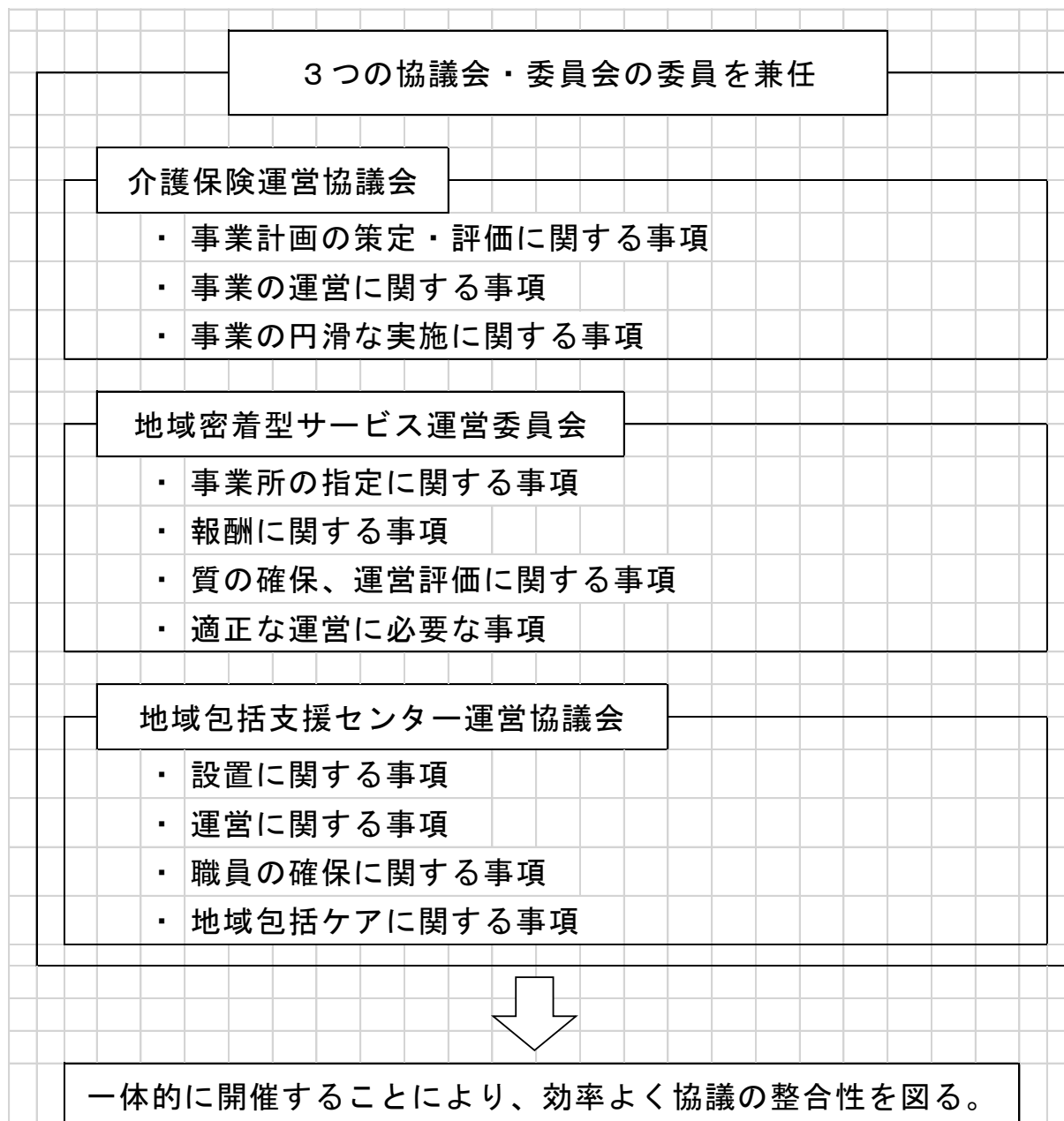


介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、 地域包括支援センター運営協議会について

● 所掌事務



● 任期

任期は3年となります。

地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センター運営協議会は介護保険運営協議会の任期を適用します。

● **会長と副会長の選任**

委員の互選により会長・副会長を選任します。

地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センター運営協議会は介護保険運営協議会の会長・副会長をもって充てることになっています。

● **その他**

各会の規則、要綱については次頁以降をごらんください。

○見附市介護保険条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、見附市が行う介護保険について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 見附市は、介護が必要となつても、人間性が尊重され安心した老後を迎え、心豊かに老いることのできるまちを目指すものとする。

2 介護保険の給付については、介護サービスが利用者の意志に基づいて行われるよう配慮するとともに、高齢者の自立支援その他必要な社会的支援を推進するものとする。

（事業者の責務）

第 3 条 介護保険サービスを行う者は、サービスの利用者の意志及び人格を尊重するとともに、常に利用者の立場に立つたサービスの提供に努めるものとする。

（市民等の責務）

第 4 条 市民は、要介護状態となることを予防するため、自らの健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となつた場合においても、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 被保険者は、介護保険を市民全体で支えるため、かかる費用を公平に負担するものとする。

(介護認定審査会の委員の定数)

第4条の2 法第15条第1項に定める見附市介護認定審査会の委員の定数は、50人以内とする。

第3章 介護保険運営協議会

(設置及び目的)

第4条の3 見附市における介護保険事業の円滑な実施を確保することを目的として、見附市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第4条の4 協議会は、市長の諮問等に応じて次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。

- (1) 見附市介護保険事業計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 見附市介護保険事業の運営に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の委員の選任)

第4条の5 協議会の委員（以下「委員」という。）は15名以内とし、次の各号に定める区分により市長が選任する。

- (1) 被保険者・市民を代表する者
- (2) 学識又は経験を有する者
- (3) 介護保険サービス事業者を代表する者
- (4) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (5) 被用者保険等保険者を代表する者

第5条 以下略

○見附市介護保険運営協議会規則

平成12年11月22日

規則第44号

(目的)

第1条 見附市介護保険条例第4条の3の規定に基づき設置した見附市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議会の委員の任期)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は3年とし、再任は妨げない。
ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

(会議)

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議は、会長が主宰する。

3 議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記を置く。

2 書記は会長の指示を受け、庶務に従事する。

(会議録)

第7条 会長は、書記をして会議録を作成させなければならない。

2 会議録は、会議のてん末のほか開会の日時、出席及び欠席の委員の氏名並びに会長が必要と認めた事項を記載し、会長及び会長に指名された1人の委員が署名しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年見附市条例第4号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、当初の委員の任期については、第2条の規定に関わらず、任命のあつた日から平成15年3月31日までとする。

○見附市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成19年1月24日

告示第8号

(設置)

第1条 見附市の地域密着型サービスの適正な運営を図るため、見附市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価
- (4) その他地域密着型サービスの適正な運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、見附市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員をもつて構成する。

(運営委員会の委員の任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(運営委員会の招集)

第6条 運営委員会は、必要に応じ会長が召集する。

(会議)

第7条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議は、会長が主宰する。

3 議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取)

第8条 運営委員会は、会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年見附市条例第4号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○見附市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成19年1月24日

告示第7号

(設置)

第1条 見附市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、見附市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他の地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、見附市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員をもつて構成する。

(運営協議会の委員の任期)

第4条 運営協議会の委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(運営協議会の招集)

第6条 運営協議会は、必要に応じ会長が召集する。

(会議)

第7条 運営協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議は、会長が主宰する。

3 議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第8条 運営協議会は、会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年見附市条例第4号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。